

平成 2 8 年 流 山 市 議 会 第 2 回 定 例 会 議 案

6 月 2 日 招 集
流 山 市

目 次

- 4 2 平成28年度流山市一般会計補正予算（第1号）
- 4 3 流山市名誉市民条例の制定について
- 4 4 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 5 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例等の一部を改正する条例）
- 4 6 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 4 7 工事請負契約の締結について（流山市立小山小学校校舎増築工事（建築工事））
- 4 8 流山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 9 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 0 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 1 市道路線の認定について
- 5 2 市道路線の廃止について
- 5 3 松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について

- 2 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 3 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 4 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 5 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 6 事故繰越し繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 7 繰越計算書について（水道事業会計）
- 8 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 9 専決処分の報告について
- 1 0 専決処分の報告について

議案第 43 号

流山市名誉市民条例の制定について
流山市名誉市民条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 広く社会の発展又は文化の興隆に功績のあった者に対し、名誉市民の称号を贈ることにより、その功績と栄誉を称え、もって流山市に対する誇り及び郷土愛の高揚に資するためである。

流山市名誉市民条例

（目的）

第1条 この条例は、広く社会の発展又は文化の興隆に功績のあった者に対し、流山市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることにより、その功績と栄誉を称え、もって流山市に対する誇り及び郷土愛の高揚に資することを目的とする。

（名誉市民の対象）

第2条 名誉市民の対象者は、流山市民又は流山市に縁の深い者であって、前条の目的に規定する功績が顕著であり、広く市民の敬愛を受けるものとする。

2 名誉市民は、死去した者も対象とすることができる。

（決定）

第3条 名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定する。

（顕彰）

第4条 市長は、名誉市民を決定したときは、これを公示するとともに、名誉市民の称号を証する証書及び記念品を贈り、その功績を顕彰する。

2 名誉市民に贈る記念品は、市長がその都度決定する。

（待遇）

第5条 市は、名誉市民に対して、次に掲げる待遇をすることができる。

（1）市が行う各種式典への招待

（2）相当な礼をもってする弔慰

（3）その他市長が必要と認める待遇

（称号の取消し）

第6条 市長は、名誉市民が自らの責に帰すべき行為により著しくその名誉を失ったと認めるときは、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

2 前項の規定により名誉市民の称号を取り消された者は、当該取消しの日から前条の規定により与えられた待遇を失う。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市軽度・中等度難聴児補聴器等購入費助成事業実施規則に係る補助対象者の拡大による当該規則の名称等の変更に伴い、本条例で引用している当該規則の名称等を改めるためである。

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年流山市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２中「流山市軽度・中等度難聴児補聴器等購入費助成事業実施規則」を「流山市軽度・中等度難聴児補聴器等購入費等助成事業実施規則」に、「補聴器等購入費の」を「補聴器等の購入費等の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、平成28年度以後の市民税、固定資産税及び軽自動車税等の賦課等について特に緊急を要したため、平成28年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例等の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第16条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第18条中「）、第47条の7、第55条」の次に「、第73条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第45条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、「第88条第1項」を「第73条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改め、同条第3号中「第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第88条第1項」を「第73条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(6) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

第33条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第40条の2第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第38条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第45条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提

出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 4 8 条の 1 6 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- （１）当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- （２）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第 4 6 条第 2 項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第 3 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第 2 号において同じ。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の場合において、法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）

があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第47条第2項第1号中「若しくは名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)若しくは法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第49条の2中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第49条の5中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第72条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第72条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「ものであるときは」を「者である場合には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第73条の2（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第73条の2の2とし、第73条を第73条の2とし、第72条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第73条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供し

た場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
第 7 3 条の 2 の 2 の次に次の 6 条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第 7 3 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 1 5 条の 1 0 に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第 7 3 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- （1）法第 4 5 1 条第 1 項各号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定するもの 1 0 0 分の 1
- （2）法第 4 5 1 条第 2 項各号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定するもの 1 0 0 分の 2
- （3）法第 4 5 1 条第 3 項に規定するもの 1 0 0 分の 3

（環境性能割の徴収の方法）

第 7 3 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第 7 3 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第 7 3 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は

報告をしなかった場合には、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

２ 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

３ 第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から１０日以内とする。

（環境性能割の減免）

第７３条の８ 市長は、公益のため直接専用する３輪以上の軽自動車又は第８０条第１項各号に掲げる軽自動車等（３輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

２ 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第７４条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第７５条（見出しを含む。）及び第７６条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第７７条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第４項中「第７２条第２項」を「第７３条第１項」に改める。

第７８条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「第７２条第２項」を「第７３条第１項」に改める。

第７９条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第２項及び第３項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第８０条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「掲げる軽自動車等」の次に、「のうち必要と認めるも

の」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第79条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第81条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第73条」を「第73条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第131条の3第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」及び「個人番号又は」を削る。

附則第2条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第5条の3第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2号第7号」に改め、同条第7項を同条第13項とし、同条第6項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第5条の3中第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条の4第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第10条の2の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第10条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第10条の4 市長は、当分の間、第73条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第10条の5 第73条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第10条の6 市長は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第10条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第73条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	1 0 0 分の 1	1 0 0 分の 0 . 5
第 2 号	1 0 0 分の 2	1 0 0 分の 1
第 3 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 7 3 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「1 0 0 分の 3」とあるのは、「1 0 0 分の 2」とする。

附則第 1 1 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「三輪以上」を「3 輪以上」に、「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3 , 9 0 0 円	4 , 6 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6 , 9 0 0 円	8 , 2 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	1 2 , 9 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3 , 8 0 0 円	4 , 5 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円

附則第 1 1 条第 2 項中「規定する三輪」を「掲げる 3 輪」に、「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度」を「には、平成 2 9 年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3 , 9 0 0 円	1 , 0 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6 , 9 0 0 円	1 , 8 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	2 , 7 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3 , 8 0 0 円	1 , 0 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	1 , 3 0 0 円

附則第 1 1 条第 3 項中「規定する三輪以上の軽自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車 (以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」と

いう。)のうち３輪以上のもの」に、「軽自動車」が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「ガソリン軽自動車」が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

附則第１１条第４項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	３，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第１６条中「１００分の９．７」を「１００分の６．０」に、「１００分の１２．１」を「１００分の８．４」に改める。

（流山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 流山市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年流山市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第７４条及び新条例」を「流山市税条例第７４条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 7 4 条 第 2 号 ア (イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
第 7 4 条 第 2 号 ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
第 7 4 条 第 2 号 ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
附則第 1 1 条 第 1 項	第 7 4 条	流山市税条例等の一部を改正する条例(平成 2 6 年流山市条例第 1 0 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。)附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 7 4 条
附則第 1 1 条 第 1 項の表第 2 号 ア (イ) の項	第 2 号 ア (イ)	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 7 4 条 第 2 号 ア (イ)
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
附則第 1 1 条 第 1 項の表第 2 号 ア (ウ) a の項	第 2 号 ア (ウ) a	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 7 4 条 第 2 号 ア (ウ) a
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
附則第 1 1 条 第 1 項の表第 2 号 ア (ウ) b の項	第 2 号 ア (ウ) b	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用

		される第 7 4 条第 2 号ア (ウ) b
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

第 3 条 流山市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年流山市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項中「、新条例」を「、流山市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第 1 8 条第 3 号の項中「第 4 5 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。）」を削り、「第 8 8 条第 1 項」を「第 7 3 条の 6 第 1 項の申告書、第 8 8 条第 1 項」に改め、同条第 1 0 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 9 項」を「第 9 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同条第 1 2 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 1 1 項」を「第 1 1 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同条第 1 4 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 1 3 項」を「第 1 3 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第 1 条中流山市税条例第 1 8 条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第 4 0 条の 2、第 4 5 条及び第 4 6 条の改正規定並びに第 3 条中流山市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年流山市条例第 2 0 号）附則第 5 条第 7 項の改正規定（「、新条例」を「、流山市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第 1 8 条第 3 号の項中「第 4 5 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 4 項の規定 平成 2 9 年 1 月 1 日

(2) 第1条中流山市税条例第16条の3の改正規定、同条例第18条の改正規定(「)、第47条の7、第55条」の次に「、第73条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第88条第1項」を「第73条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第88条第1項」を「第73条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第33条の4及び第72条の改正規定、同条例第73条の2(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める改正規定、同条を第73条の2の2とし、第73条を第73条の2とし、第72条の次に1条を加える改正規定、同条例第73条の2の2の次に6条を加える改正規定、同条例第74条、第75条及び第76条から第81条までの改正規定並びに同条例附則第10条の2の次に5条を加える改正規定、同条例附則第11条及び附則第16条の改正規定、第2条の規定、第3条中流山市税条例等の一部を改正する条例(平成27年流山市条例第20号)附則第5条第7項の表第18条第3号の項の改正規定(「第88条第1項」を「第73条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中流山市税条例附則第2条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の流山市税条例(以下「新条例」という。)第40条の2第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第40条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第33条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第45条第5項及び第46条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第45条第3項又は第46条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の3第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第5条の3第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例附則第5条の3第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第5条の3第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例附則第5条の3第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第5条の3第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及

び償却資産に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- ８ 新条例附則第５条の４第９項第５号の規定は、平成２８年４月１日以後に改修される新法附則第１５条第９項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第１０項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
(軽自動車税に関する経過措置)

第４条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- ２ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成２９年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成２８年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 46 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、都市計画税に係る部分が同年4月1日をもって施行されたことに伴い、平成28年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、平成28年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２８年３月３１日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例（昭和３２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「、第２３項、第２４項」を「、第２２項から第２４項まで」に、「又は第３０項から第３３項まで」を「から第３１項まで、第３３項又は第３４項」に改める。

附則第１４項中「若しくは第４２項」を「、第４２項若しくは第４５項」に「第３０項から第３３項まで」を「第３４項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市都市計画税条例の規定は、平成２８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２７年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 47 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

平成28年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の名称 | 流山市立小山小学校校舎増築工事（建築工事） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 678,240,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県柏市豊四季1004番地
広島建設株式会社
代表取締役 島田 秀貴 |

参考資料

流山市立小山小学校校舎増築工事（建築工事）概要

1 工事場所 流山市十太夫97番地の1

2 概 要

（1）工事概要 流山市立小山小学校校舎増築工事に係る建築工事

（2）構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地上4階建て

普通教室13教室、特別教室等4教室

学童クラブ2教室

（3）延べ面積 3,322.88平方メートル

3 工 期 議会の議決の日の翌日から平成29年3月20日まで

4 設 計 千葉県習志野市津田沼1-15-11

相和レジデンス101

株式会社相和技術研究所 東関東支社

5 施 工 千葉県柏市豊四季1004番地

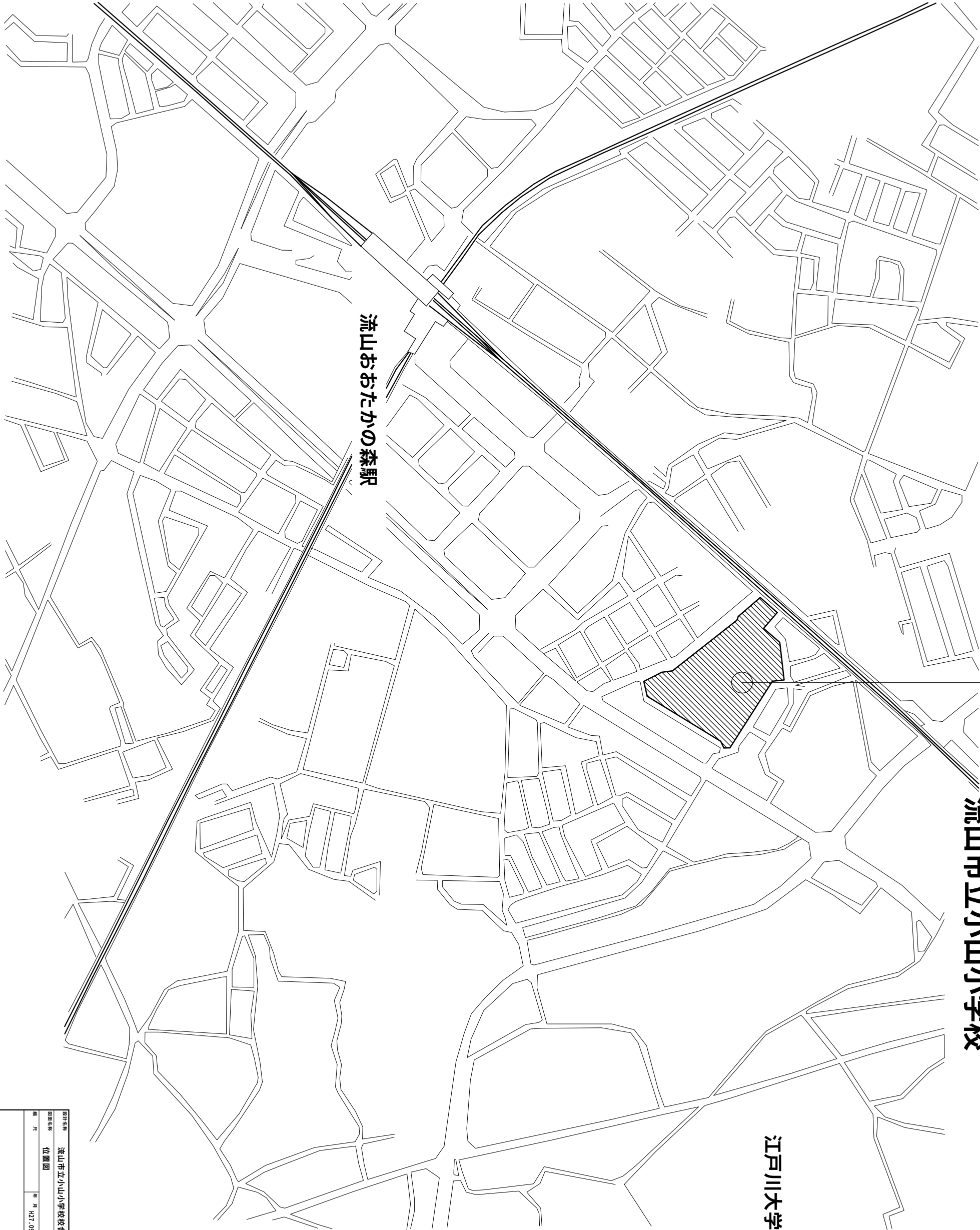
広島建設株式会社

6 工事費 678,240,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

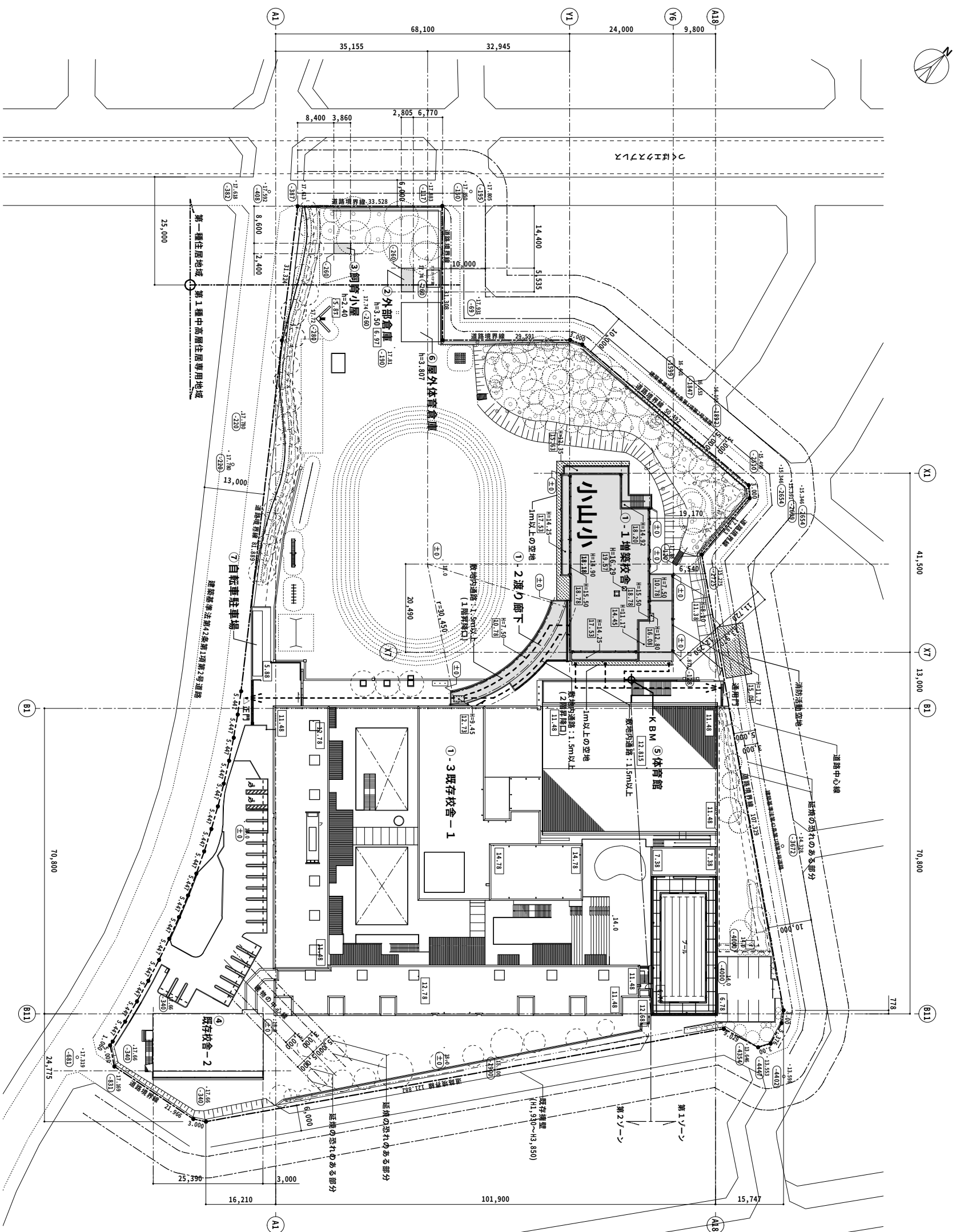
業 者 経 歴 表

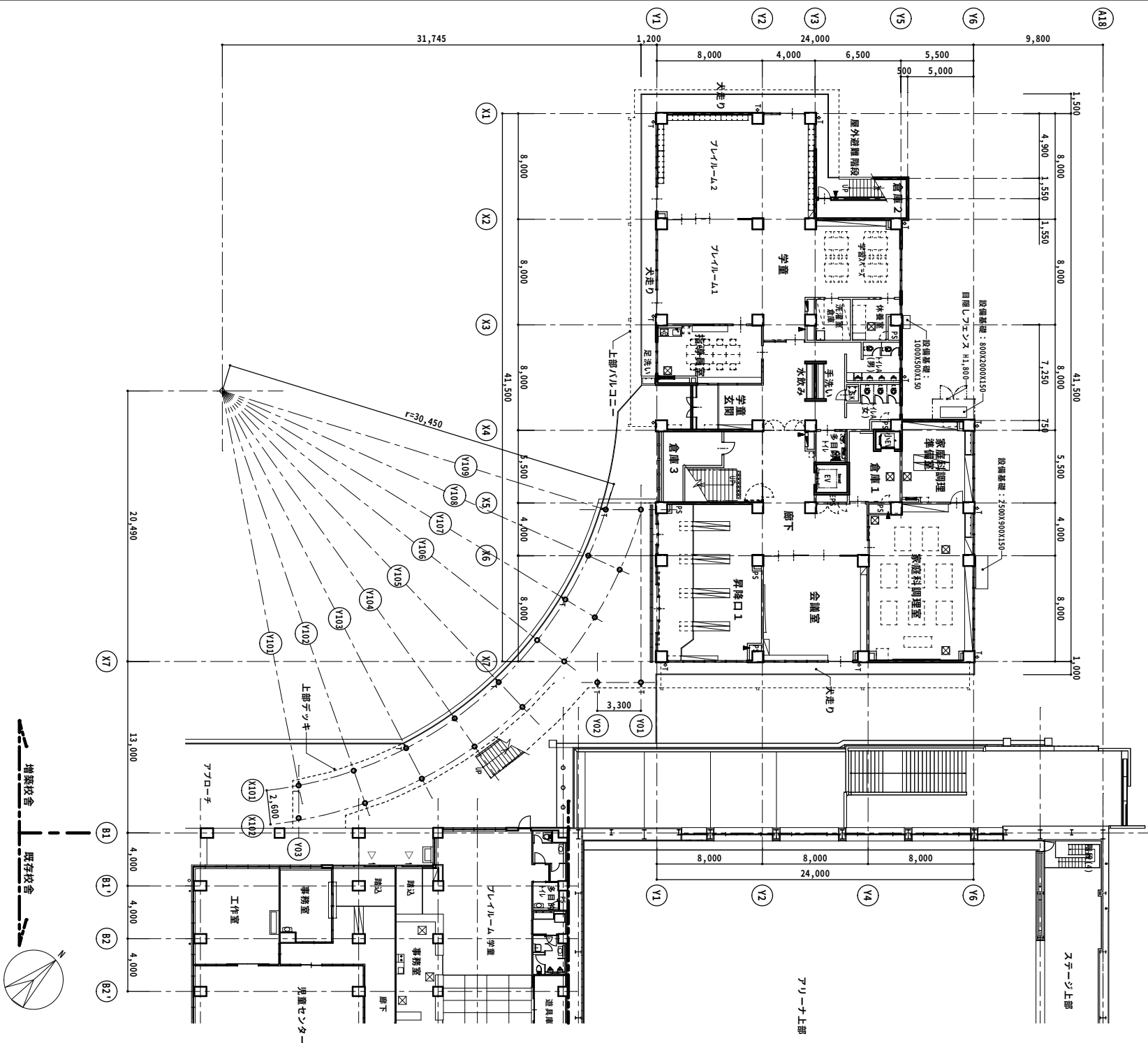
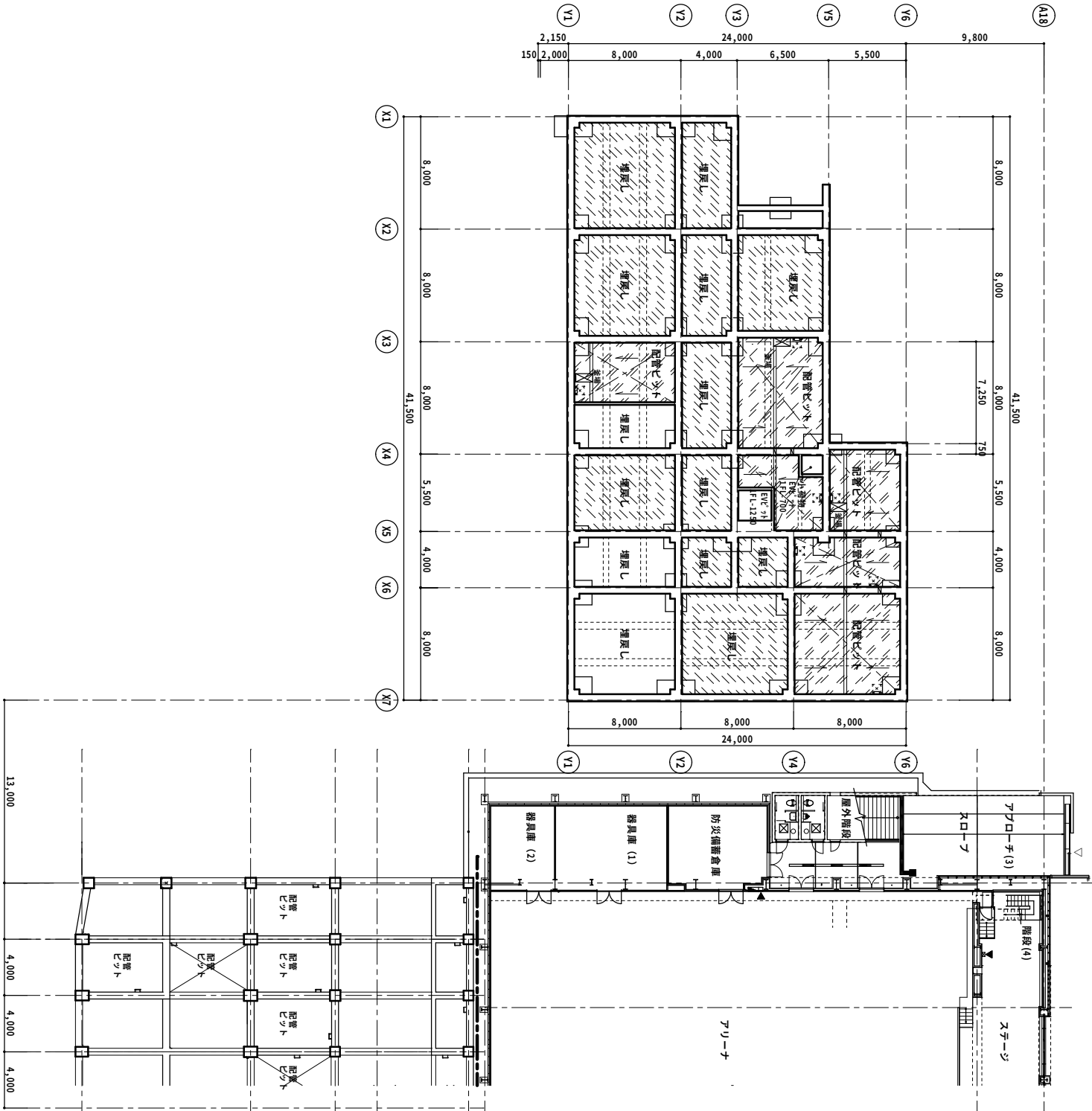
会 社 名	広島建設株式会社			
自 己 資 本 の 額	4， 7 4 0， 9 2 0千円			
所 在 地	本 社	千葉県柏市豊四季１００４番地		
許 可 年 月 日 及 び 番 号 営 業 種 目	平成27年5月21日 国土交通大臣許可（特－27） 第18588号		建築工事業	
	平成27年5月21日 国土交通大臣許可（般－27） 第18588号		土木工事業 舗装工事業	
	建築工事、土木工事、舗装工事			
代 表 者	代表取締役 島田 秀貴			
過去２か年の年間平均完成工事高 (単位：円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成２６年	288,742,857	12,833,372,750	13,122,115,607
	平成２７年	1,446,941,000	11,134,220,049	12,581,161,049
	平 均	867,841,929	11,983,796,400	12,851,638,328
過去の主な工事経歴	工 事 名	千葉県立船橋啓明高等学校校舎（普通教室棟外）大規模改造他建築工事		
	発 注 者	千葉県教育委員会		
	工事金額	金２３５，４０２，２００円		
	工 期	平成２７年３月１１日～平成２８年３月２５日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	千葉県立沼南高等学校屋内体育館大規模改造建築工事		
	発 注 者	千葉県教育委員会		
	工事金額	金１２９，５８３，６５０円		
	工 期	平成２５年６月２６日～平成２６年２月２５日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	実籾分遣所建替工事（建築工事）		
	発 注 者	千葉県習志野市		
	工事金額	金２３６，６０１，７５０円		
	工 期	平成２４年９月２８日～平成２６年１月３１日		
	受注形態	元請		

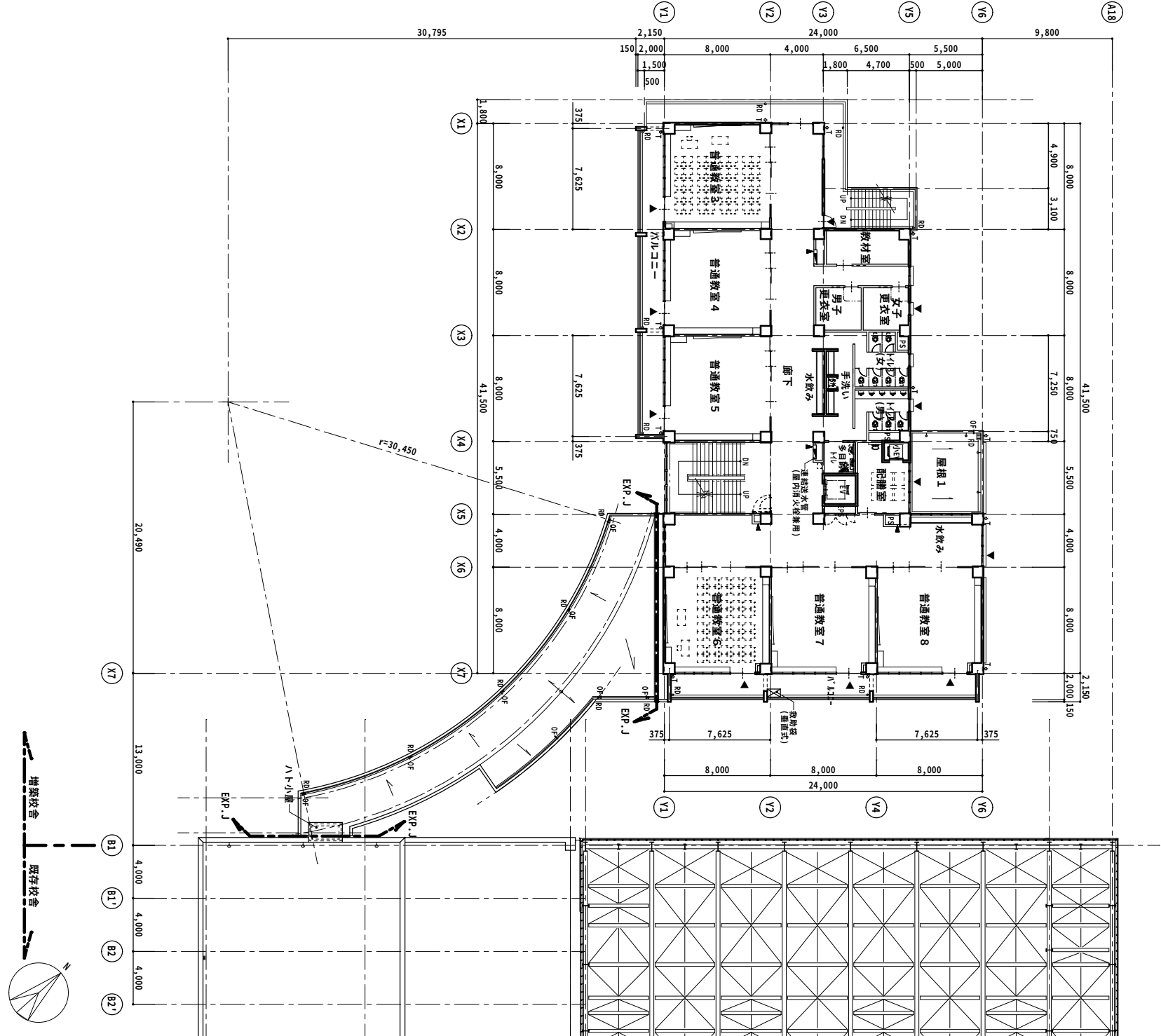
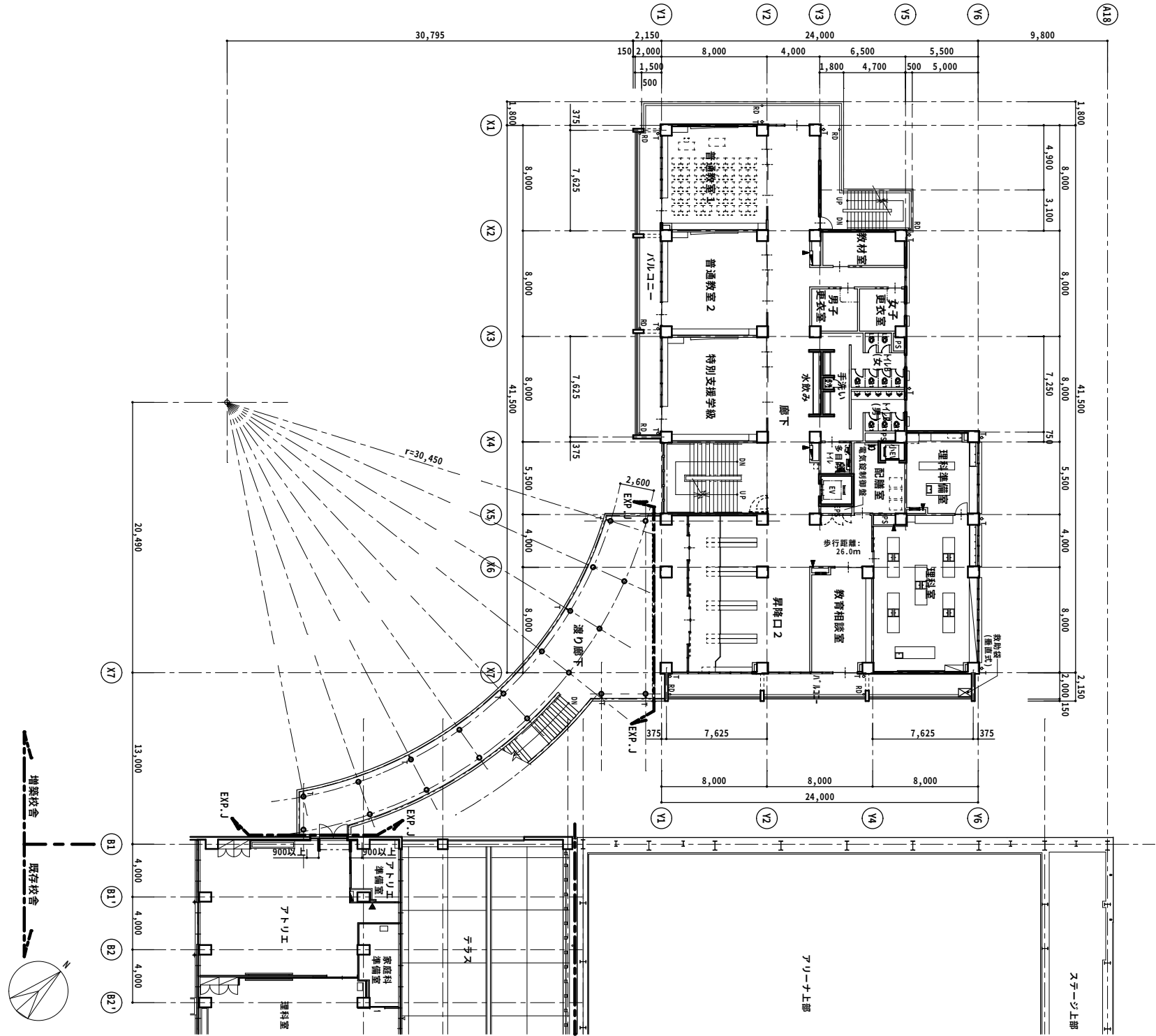
計画地：千葉県流山市十太夫97番地の1
流山市立小山小学校



図形名称 流山市立小山小学校校舎増築工事（建築工事）			
図面名称 位置図			
縮尺	年月 H27.09	図形番号	図面番号
. . . .			



[illegible]

[illegible]

设计名称				淮山市立小山小学校校舍增築工事（複設工務）			
图面名称				2階・3階平面図			
幅	尺	年 月	設計番号	四面番号	〃	〃	〃
			H27.09				

0 14階平面図

0 2屋根伏図

0 3設備基礎リスト

4階平面図

この図は、4階の平面図を示しています。主要な部屋として、普通教室8、普通教室10、普通教室11、普通教室13、普通教室14が描かれています。また、教材室、男子更衣室、女子更衣室、手洗い、水飲み、廊下、配膳室、EV、トイレ、小売店1、小売店2、屋根2、屋根3も示されています。寸法は、縦方向に8,000mm、横方向に24,000mmと記載されています。グリッド線は、縦方向にY1からY6、横方向にX1からX7まで表示されています。

屋根伏図

この図は、屋根の伏図を示しています。主要な部分として、小売店2、屋根2、屋根3が描かれています。寸法は、縦方向に8,000mm、横方向に24,000mmと記載されています。グリッド線は、縦方向にY1からY6、横方向にX1からX7まで表示されています。

W		D		H		備数	
①	1,400	300	450	450	4		
②	1,400	300	450	450	4		
③	1,000	500	450	450	2		
④	1,300	300	450	450	2		

L		備数	
①	H-150X150X710	5,500	2
②	H-150X150X710	3,750	2
③	H-150X150X710	1,300	2

※ 梁台は消音断熱材を仕掛けとする

議案第 48 号

流山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
流山市防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）の施行に伴い、流山市防災会議の所掌事務について所要の改正を行うためである。

流山市防災会議条例の一部を改正する条例

流山市防災会議条例（昭和３７年流山市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号を次のように改める。

（３）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第２条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

（４）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 新市街地センター地区地区計画に係る地区整備計画の変更に
伴い、当該地区整備計画区域に係る建築物の用途の制限を変更
するためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2新市街地センター地区地区整備計画区域の項中

「

	商業・業務地区 A 商業・業務地区 B	(1) 戸建住宅(長屋で 3 戸以下のものを 含む。) (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 倉庫業を営む倉 庫 (4) 畜舎(動物病院、 ペットショップ等 で、動物の収容の 用に供する部分の 床面積の合計が 15 平方メートル 以下のものを除 く。)
--	------------------------	--

」

を

「

	商業・業務地区 A	(1) 戸建住宅(長屋で 3 戸以下のものを 含む。) (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 倉庫業を営む倉 庫 (4) 畜舎(動物病院、 ペットショップ等 で、動物の収容の
--	-----------	--

用に供する部分の
床面積の合計が
15平方メートル
以下のものを除
く。)

(5) 射的場、勝馬投
票券発売所、場外
車券売場その他こ
れらに類するもの

(6) 風俗営業等の規
制及び業務の適正
化等に関する法律
(昭和23年法律
第122号。以下
「風営法」とい
う。)第2条第1
項各号に規定する
風俗営業の用に供
する建築物(法別
表第2(ち)の項
第2号に掲げる建
築物を除く。)

(7) 風営法第2条第
6項各号に規定す
る店舗型性風俗特
殊営業及び同条第
9項に規定する店
舗型電話異性紹介
営業の用に供する
建築物(法別表第
2(ち)の項第3

		号に掲げる建築物を除く。)
	商業・業務地区 B	(1) 戸建住宅(長屋で 3 戸以下のものを含む。) (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 畜舎(動物病院、ペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が 15 平方メートル以下のものを除く。) (5) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 風営法第 2 条第 1 項各号に規定する風俗営業の用に供する建築物 (7) 風営法第 2 条第 6 項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山駅西側第2自転車駐車場の位置を変更するためである。

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

流山市自転車駐車場条例（平成２０年流山市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「流山市流山２丁目２８６番地」を「流山市流山２丁目３３２番地」に改める。

附 則

この条例は、平成２８年７月１日から施行する。

議案第 51 号

市道路線の認定について

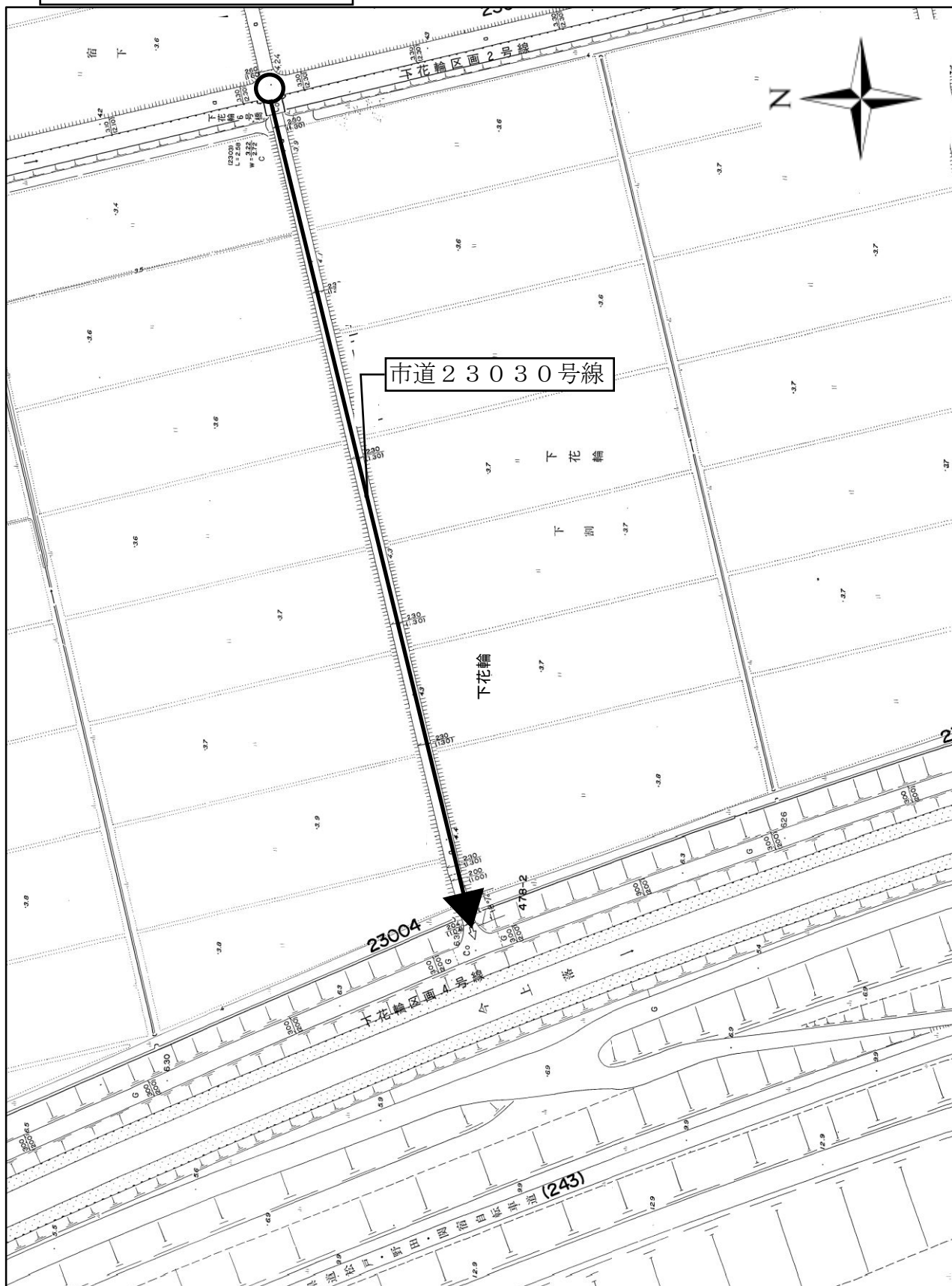
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成28年6月2日提出

流山市長 井崎 義治

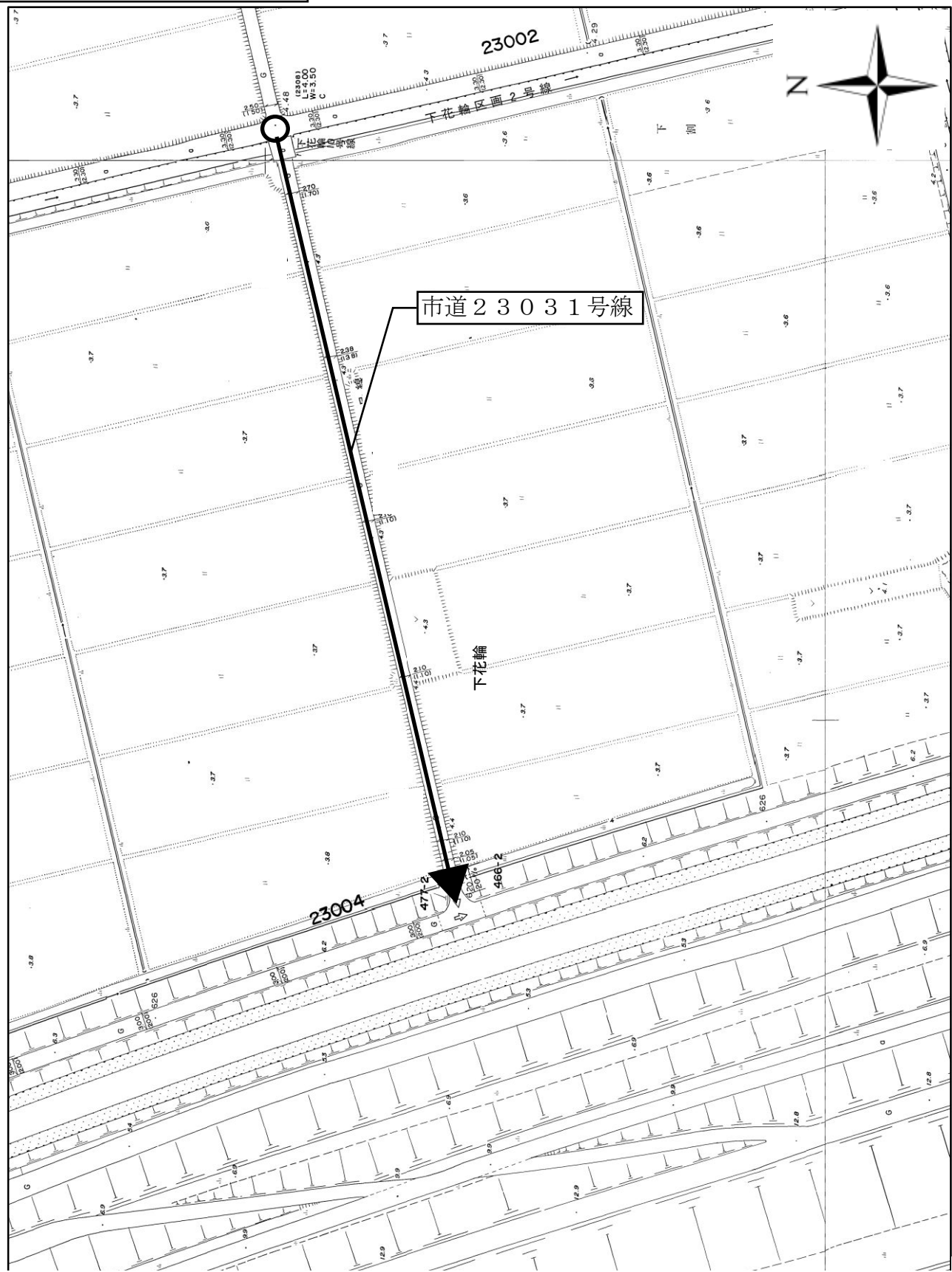
整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	2 3 0 3 0	下花輪区画 3 0 号線	下花輪字下割 4 8 5 番 同 所 4 7 8 番 2	
2	2 3 0 3 1	下花輪区画 3 1 号線	下花輪字下割 4 7 0 番 同 所 4 6 6 番 2	
3	2 3 0 3 2	下花輪区画 3 2 号線	下花輪字下割 4 6 2 番 1 下花輪字寺下 4 5 8 番 1	

市道路線認定図



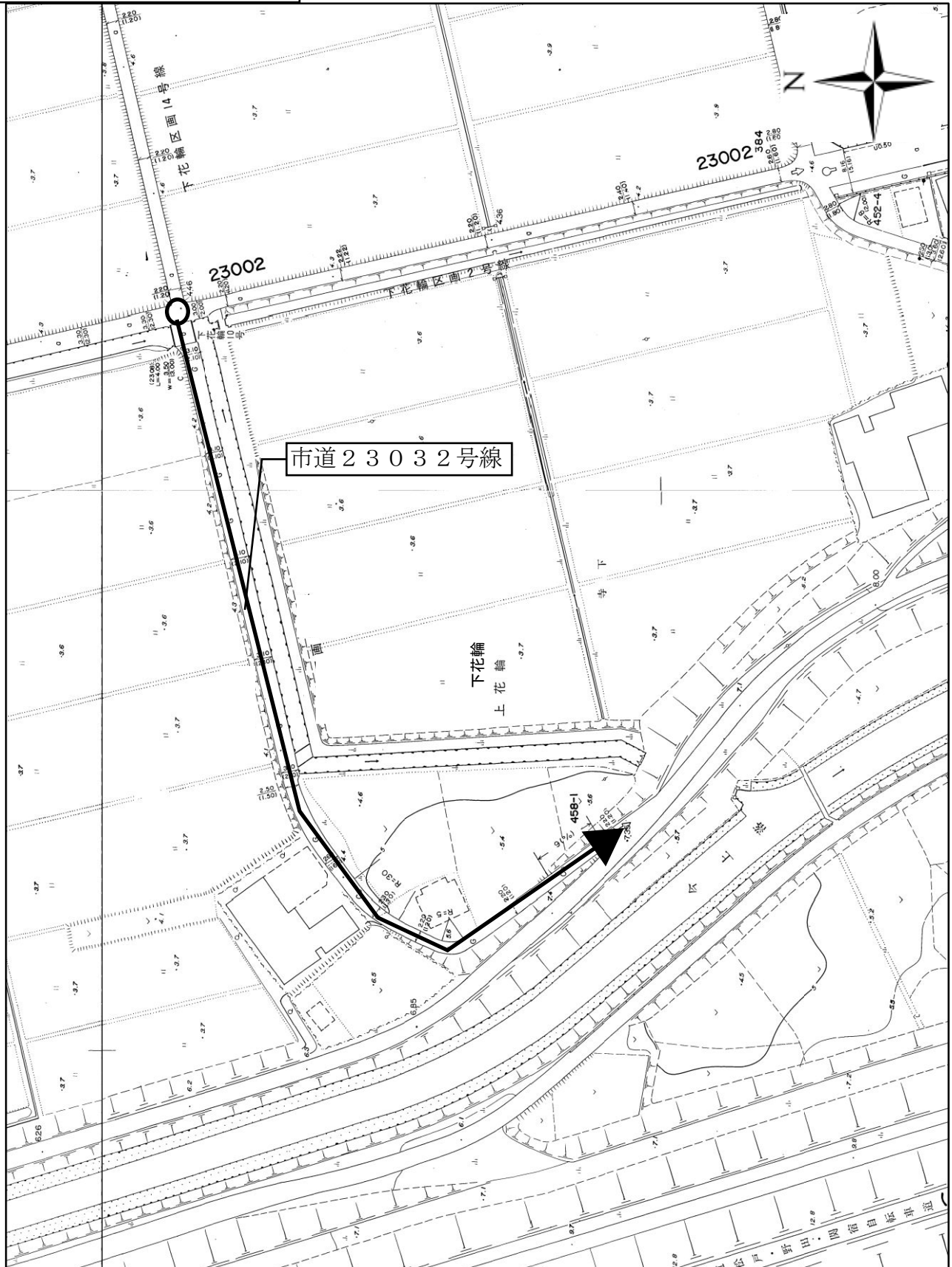
整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m			
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長
1	23030	下花輪区画30号線	152.21		152.21	2.00~3.62

市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項（図上測定） 単位m				幅員
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	
2	23031	下花輪区画31号線	141.11		141.11		2.05～4.00

市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位:m			
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長
3	23032	下花輪区画32号線	166.83		166.83	2.20~4.00

議案第 52 号

市道路線の廃止について

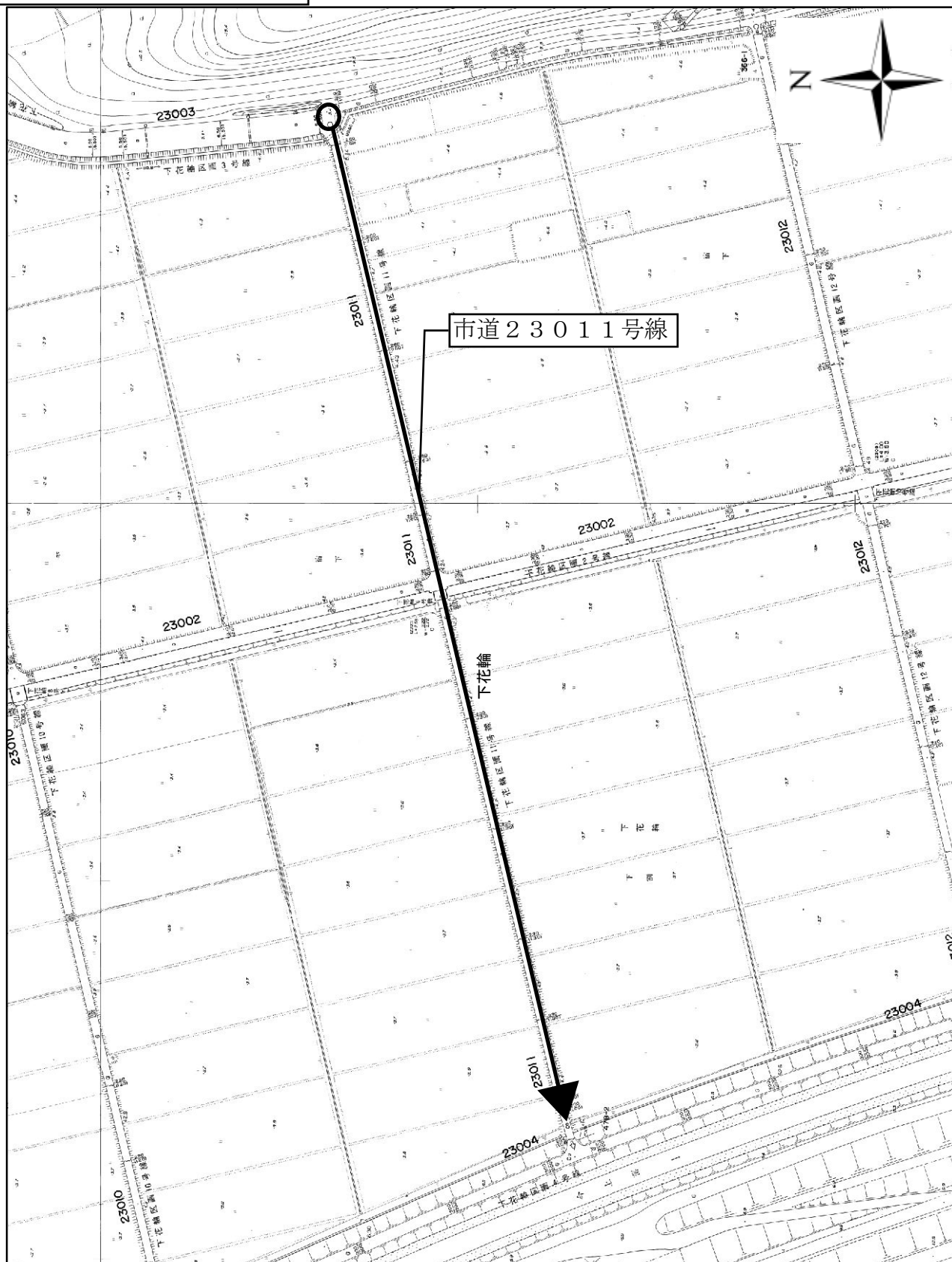
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙路線を廃止するものとする。

平成28年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	2 3 0 1 1	下花輪区画 1 1 号線	下花輪字宿下 3 5 1 番 下花輪字下割 4 7 8 番 2	
2	2 3 0 1 2	下花輪区画 1 2 号線	下花輪字宿下 3 6 6 番 1 下花輪字下割 4 6 6 番 2	
3	2 3 0 1 4	下花輪区画 1 4 号線	下花輪字寺下 3 7 7 番 5 同 所 4 5 8 番 1	

市道路線廃止図



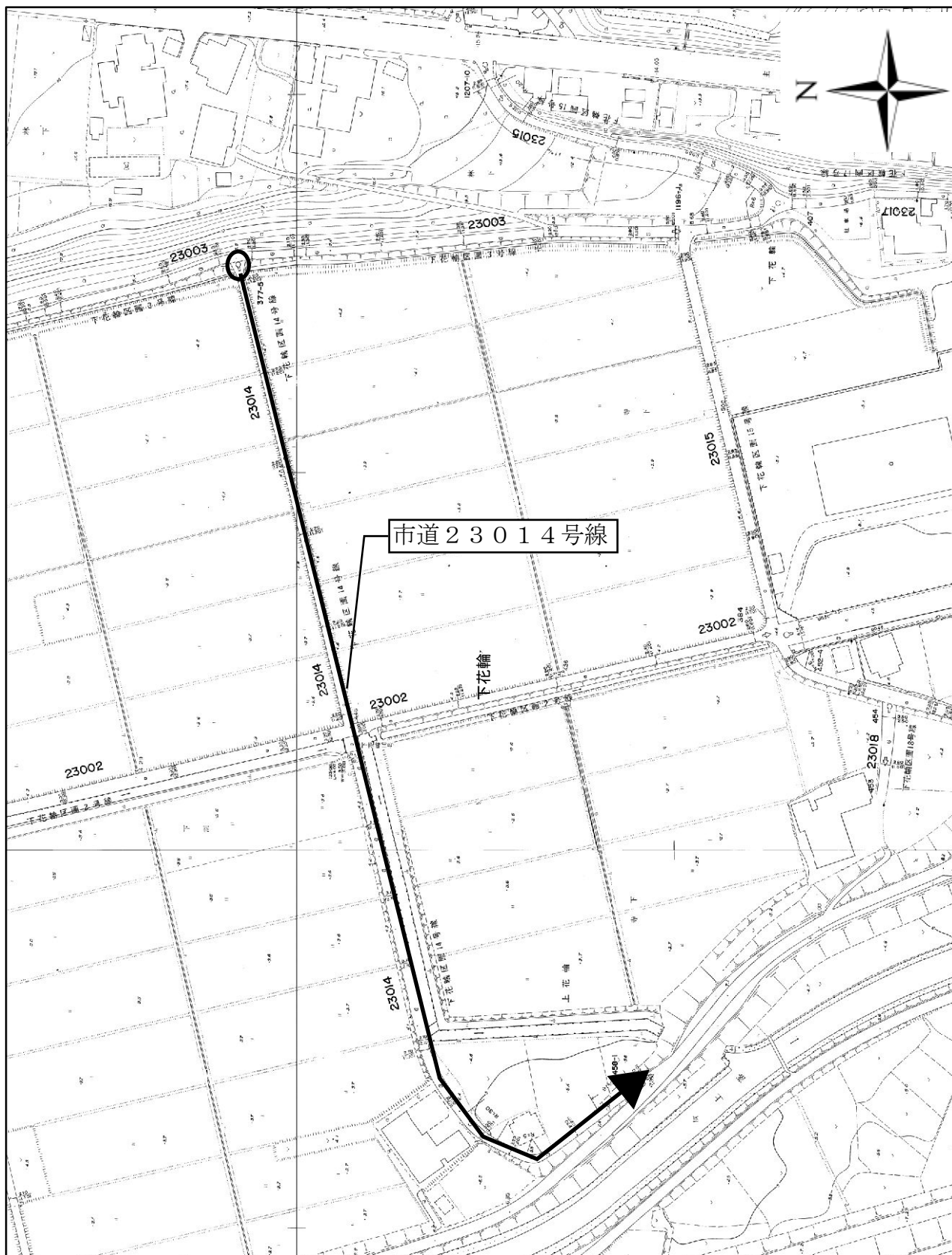
整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m				幅員
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	
1	23011	下花輪区画11号線	279.73	3.78	275.95	—	2.00~3.62

市道路線廃止図



整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m				幅員
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	
2	23012	下花輪区画12号線	267.28	3.50	263.78	—	2.05~4.00

市道路線廃止図



整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定) 単位m				幅員
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	
3	23014	下花輪区画14号線	295.82	3.22	292.60	—	2.20~4.00

議案第 53 号

松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について

松戸市、市川市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市は、共同して消防指令事務を管理し、及び執行するため、松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、関係地方公共団体と協議する。

平成28年6月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議するためである。

松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、松戸市ほか9市消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市）

第3条 協議会は、松戸市、市川市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出場指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を共同して管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、千葉県松戸市松戸新田114番地の5に置く。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長、副会長2人及び委員17人以内をもって組織する。

（会長及び副会長）

第7条 会長及び副会長は、関係市の長が協議により定めた関係市の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第8条 委員は、関係市の消防長の職にある者（会長及び副会長の職にある者を除く。）及び関係市の消防長が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の関係市間の配分については、関係市の消防長が協議により、これを定める。

2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員の中から、選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、現に在任する委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、現に在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する松戸市の条例、規則その他の規程(以下「松戸市の条例等」という。)を関係市の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 松戸市は、松戸市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合に

においては、あらかじめ関係市に協議しなければならない。

- 3 松戸市長は、松戸市の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を関係市の長及び協議会の会長に通知しなければならない。

（経費の支弁の方法）

第16条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

- 2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

- 3 関係市は、前項の規定による負担金を、松戸市に納付しなければならない。

（財産の取得、管理及び処分等の方法）

第17条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する松戸市の条例等を関係市の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

（その他の財務に関する事項）

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

（協議会の解散の措置）

第19条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係市が協議して定める。

（協議会の規程）

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成28年8月1日から施行する。

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する公園に存する転落防止柵による事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 4 月 8 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する公園に存する転落防止柵の一部が脱落し、当該公園の利用者を負傷させた人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 27 年 10 月 9 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字東深井 846 番 1
(東深井 24 号公園) |
| 4 | 相 手 方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 28 年 4 月 8 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 83,686 円 |

報告第 2 号

継続費繰越計算書について

平成27年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年6月2日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成27年度流山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	平成27年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2 総務費	2 徴税費	固定資産（土地）評価事業	円 20,412,000	円 6,351,000	円	円 6,351,000	円 6,350,400	円 600	円 600	円 600	円	円	円
3 民生費	2 児童福祉費	学童クラブ施設整備事業（小山小学校区分）	142,956,000	12,533,000		12,533,000	2,060,300	10,472,700	10,472,700	10,472,700			
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等建設事業（小山小学校工事・工事監理）	1,093,140,000	87,285,000		87,285,000	21,587,700	65,697,300	65,697,300	16,497,300		市債 49,200,000	
合 計			1,256,508,000	106,169,000		106,169,000	29,998,400	76,170,600	76,170,600	26,970,600		49,200,000	

報告第 3 号

繰越明許費繰越計算書について

平成27年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年6月2日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成27年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 越 年 度 額	左 の 財 源 内 訳			
					既 特 定 財 源 入 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源
						国 庫 支 出 金	そ の 他	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳ネットワーク事業	48,311,000	39,242,000	円	円 国庫支出金 39,242,000	円	円
3 民生費	1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	383,161,000	383,161,000		円 国庫支出金 383,161,000		
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター放射能対策事業	228,104,000	225,112,200				225,112,200
8 土木費	1 土木管理費	土木総務費事務管理事業	73,000	70,000				70,000
	2 道路橋りょう費	東小学校前通学路道路拡幅整備事業	10,511,000	10,509,330		円 国庫支出金 4,829,000	市債 3,500,000	2,180,330
	4 都市計画費	運河駅東口周辺市街地整備事業	1,971,000	1,970,744				1,970,744
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	24,868,000	6,512,131				6,512,131
		木地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	57,740,000	32,271,074				32,271,074
		市民総合体育館建替事業	236,274,000	236,274,000		円 国庫支出金 80,000,000	市債 123,800,000	32,474,000
9 消防費	1 消防費	上新宿地区市有地防災広場整備事業	2,128,000	2,128,000		円 国庫支出金 1,000,000	市債 1,000,000	128,000
		防災備蓄倉庫設置事業	8,478,000	8,478,000		円 国庫支出金 3,000,000	市債 5,400,000	78,000

10 教育費	3 中学校費	中学校校舎等改修事業	45,792,000	45,792,000		国庫支出金 15,816,000	市債 29,900,000	76,000
	4 幼稚園費	私立幼稚園就園奨励費助成事業	130,000	129,600		国庫支出金 64,000		65,600
	6 保健体育費	スポーツフィールド整備事業	715,285,000	712,962,700			市債 534,700,000	178,262,700
合 計			1,762,826,000	1,704,612,779		527,112,000	698,300,000	479,200,779

報告第 4 号

事故繰越し繰越計算書について

平成27年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年6月2日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成２７年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				明 説
				支 出 済 額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源	
									国 支 出	県 金 そ の 他		
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎施設管理計画事業	円 21,105,900	円 9,257,900	円 11,848,000	円	円 11,848,000	円	円	市債 11,800,000	円 48,000	本事業のうち、本庁舎の非常用発電機改修工事について、発注後に既存の非常用発電回路の絶縁不良が確認されたことから、原因調査及び改修に時間を要し、工期に遅れが生じたため、事故繰越しするもの
		流山おおたかの森駅前市有地活用事業	8,376,480		8,376,480		8,376,480				8,376,480	本業務は、流山おおたかの森市有地活用事業における公募支援及び設計モニタリングを行うものであり、平成26年度及び平成27年度の2か年継続事業で発注したものが、市有地活用事業者と千葉県との協議に不測の時間を要したことから、基本設計が遅延し設計モニタリング業務に着手ができないため、事故繰越しするもの
8 土木費	4 都市計画費	既成市街地用途地域見直し事業	3,780,000		3,780,000		3,780,000				3,780,000	本事業は、既成市街地における用途地域等の図書作成業務であり、平成26年度事業であったものを、地域住民との合意形成に時間を要したため、平成27年度に明許繰越ししたものである。 当該事業の都市計画決定手続を進めるなかで、市内全域を対象とした「高度地区」の都市計画決定と併せて手続を行う必要が生じ、年度内の事業完了が困難となったことから、事故繰越しするもの
合 計			33,262,380	9,257,900	24,004,480		24,004,480			11,800,000	12,204,480	

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について

平成27年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年6月2日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成２７年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	その他	
２ 土地区画整理事業費	１ 西平井・鰯ヶ崎地区土地区画整理事業費	土地区画整理事業 （実施設計業務委託等）	円 11,416,000	円 11,066,000	円 一般会計繰入金 11,066,000	円	円	円
		土地区画整理事業 （盛土造成工事）	68,000,000	68,000,000	一般会計繰入金 24,670,000	国庫支出金 43,330,000		
		土地区画整理事業 （施行者負担金）	34,173,000	12,086,200	一般会計繰入金 12,086,200			
	２ 鰯ヶ崎・思井地区土地区画整理事業費	土地区画整理事業 （実施設計業務委託等）	44,021,000	39,176,400	一般会計繰入金 39,176,400			
		土地区画整理事業 （盛土造成工事等）	404,790,000	391,456,000	一般会計繰入金 279,056,000	国庫支出金 112,400,000		
		土地区画整理事業 （施行者負担金）	55,503,000	36,259,440	一般会計繰入金 36,259,440			
		土地区画整理事業 （家屋等移転補償）	93,618,000	93,618,000	一般会計繰入金 70,918,000	国庫支出金 22,700,000		
	合 計		711,521,000	651,662,040	473,232,040	178,430,000		

報告第 6 号

事故繰越し繰越計算書について

平成27年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年6月2日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成２７年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定 額	翌年 繰越 額	左 の 財 源 内 訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国 支 出	県 金 そ の 他		
2 土地区 画整理 事業費	2 鯉ヶ崎・思 井地区土 地区画整 理事業費	土地区画整理事業 (実施設計業務委託)	円 6,912,000	円	円 6,912,000	円 3,780,000	円 10,692,000	円 一般会計繰入金 10,692,000	円	円	円	急勾配の道路擁壁と既存建物が複雑に入り組むため、地権者との造成等の協議及び擁壁構造について県等の関係機関との協議に不測の時間を要したことから、事故繰越しするもの
		土地区画整理事業 (盛土造成工事及び陸橋下部工築造工事)	50,418,000	3,690,000	46,728,000	19,386,000	66,114,000	一般会計繰入金 22,114,000	国庫支出金 44,000,000			<盛土造成工事> 工事着工をしたところ、既存建物のブロック塀等の基礎部が境界を越えていることが判明し、この越境部分を削る必要があるため、不測の時間を要したこと。 <陸橋下部工築造工事> 小学校通学路のルート変更の協議に当たり学校及び父兄等の了解が得られず、不測の時間を要したこと。 これらの理由により、事故繰越しするもの
合 計			57,330,000	3,690,000	53,640,000	23,166,000	76,806,000	32,806,000	44,000,000			

報告第 7 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、平成 27 年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 2 日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成27年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
1 資本的支出	1 建設改良費	下花輪駒木線配水管改良工事 実施設計委託	9,903,600		9,903,600	9,903,600					本業務は、千葉県の街路事業である流山市計画道路3・2・25号下花輪駒木線整備に伴い、配水管を改良する工事の実施設計業務であるが、千葉県による計画道路の詳細設計が完了していないことから、本委託の年度内完了が困難となったため
		西平井主要配水管改良工事 (その1)	51,451,200		51,451,200	51,451,200					本工事の施工箇所において、試掘工を実施したところ、地下埋設物が輻輳して埋設されており、工事の布設計画の一部変更を検討を要したため、本工事の年度内完了が困難となったため
		西初石4丁目舗装本復旧工事	12,906,000		12,906,000	12,906,000					先行工事である配水管改良工事の遅れにより、着工が遅延したことから、年度内完了が困難となったため
		西平井舗装本復旧工事	13,046,400		13,046,400	13,046,400					先行工事である配水管改良工事とガス管工事の遅れにより、着工が遅延したことから、年度内完了が困難となったため
	3 つくばエクスプレス沿線整備事業費	運動公園周辺地区配水管拡張工事(H27-4工区)	14,472,000		14,472,000			14,472,000			区画整理事業者の造成工事及び道路改良工事の遅れにより、本工事の年度内完了が困難となったため
		新市街地地区配水管拡張工事(H27-1工区)	45,144,000		45,144,000	1,200	12,300,000	32,842,800			区画整理事業者である都市再生機構発注の造成工事及び下水道工事が遅延したため、本工事の年度内完了が困難となったため
		新市街地地区配水管拡張工事(H27-4工区)	44,776,800		44,776,800			44,776,800			区画整理事業者である都市再生機構発注の造成工事及び下水道工事が遅延したため、本工事の年度内完了が困難となったため
		西平井・鰯ヶ崎地区配水管拡張工事(H27-1工区)	12,938,400		12,938,400			12,938,400			区画整理事業者である流山市発注の造成工事が遅延したため、本工事の年度内完了が困難となったため
		鰯ヶ崎・思井地区配水管拡張工事(H27-1工区)	23,112,000		23,112,000			23,112,000			区画整理事業者との協議により、施工箇所を追加したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	合 計		227,750,400		227,750,400	87,308,400	12,300,000	128,142,000			

報告第 8 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、平成 27 年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 2 日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成27年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						当年度損益勘定留保資金	企業債	国庫補助金	工事負担金			
1 資本的支出	1 建設改良費	江戸川左岸流域下水道関連設計委託料(雨水)	円 15,865,200	円	円 15,865,200	円 4,665,200	円 5,600,000	円 5,600,000	円	円	円	東日本旅客鉄道株式会社との近接協議に時間を要し、本委託の年度内完了が困難となったため
		江戸川左岸流域下水道関連工事請負費(汚水)	195,615,000		195,615,000	42,215,000	76,700,000	76,700,000				占用物件の調査を行った後に着工しているが、図面とは異なる位置に占用物件が多々あり協議・移設に時間を要し本工事の年度内完了が困難となったため
		手賀沼流域下水道関連工事請負費(汚水)	57,574,800		57,574,800	30,574,800	13,500,000	13,500,000				占用物件の調査を行った後に着工しているが、図面とは異なる位置に占用物件が多々あり協議・移設に時間を要し本工事の年度内完了が困難となったため
		江戸川左岸流域下水道関連工事請負費(雨水)	50,927,400		50,927,400	9,127,400	20,900,000	20,900,000				占用物件の調査を行った後に着工しているが、図面とは異なる位置に占用物件が多々あり協議・移設に時間を要し本工事の年度内完了が困難となったため
	2 つくばエクスプレス沿線整備事業費	運動公園周辺地区内工事施工業務委託料(汚水)	13,478,040		13,478,040				13,478,040			区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本委託の年度内完了が困難となったため
		新市街地地区内工事施工業務委託料(汚水)	349,800,000		349,800,000		174,900,000	174,900,000				区画整理事業施行者である独立行政法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本委託の年度内完了が困難となったため
		新市街地地区内工事施工業務委託料(雨水)	533,000,000		533,000,000		266,500,000	266,500,000				区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本委託の年度内完了が困難となったため
		西平井・鰯ヶ崎地区工事請負費(汚水)	10,519,200		10,519,200		4,000,000	4,000,000	2,519,200			区画整理事業施行者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		鰯ヶ崎・思井地区工事請負費(汚水)	27,831,600		27,831,600		4,000,000	10,000,000	13,831,600			区画整理事業施行者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		鰯ヶ崎・思井地区工事請負費(雨水)	9,460,800		9,460,800		3,800,000	3,800,000	1,860,800			既成市街地との接続部において、ガス管等の占用物件が図面と異なる位置に埋設されており、協議・移設に時間を要し本工事の年度内完了が困難となったため
合 計			1,264,072,040		1,264,072,040	86,582,400	569,900,000	575,900,000	31,689,640			

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 2 日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 2 月 23 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立西初石小学校の教諭が公務を終え帰校し、公用車（市が賃借している自動車）を同校内の所定の場所に駐車しようとして後進したところ、同校敷地内の街灯に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 27 年 10 月 21 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石 4 丁目 347 番
（流山市立西初石小学校敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港 57 番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 28 年 2 月 23 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 250,964 円 |

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月2日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する公園に存する転落防止柵による事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 4 月 8 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する公園に存する転落防止柵の一部が脱落し、当該公園の利用者を負傷させた人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 27 年 10 月 9 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字東深井 846 番 1
（東深井 24 号公園） |
| 4 | 相 手 方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 28 年 4 月 8 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 83,686 円 |